

# 生命保険相互会社の株式会社化時における現行の寄与分基準による株式割当ての公正・衡平性について

我妻 佳祐\*

2012年9月26日投稿

2013年2月2日受理

## 概要

現在、保険相互会社が株式会社に組織変更する際の株式割当ての基準としては、その時点までに形成された内部留保への寄与度に応じて割り当てる寄与分基準が採用されている。しかし、組織変更後も保険契約からの内部留保は継続して形成されていくことになるが、組織変更前に形成された内部留保と、組織変更後に形成された内部留保は同種の保険契約に基づくもので、その経済的性質は類似しているにもかかわらず、組織変更後に形成された内部留保をその形成に寄与した者へ帰属させる手段が不十分であるため、結果的に契約後の経過年数が浅く、年齢の若い保険契約群団にとって不利な取扱いとなる。また、実務上で採用されている将来利益を勘案した寄与分を用いる方法においても、実務上の限界により、完全には解決されず、また、どちらの方法においても組織変更後早期に解約が発生した場合に公正・衡平性が担保できない。

**キーワード：** 相互会社の株式会社化、寄与分、ネット・アセット・シェア

## 1 はじめに

平成7年の保険業法の全部改正において、相互会社から株式会社への組織変更（以下、本論文中において特段の断りがない限り単に「組織変更」と言った場合は、相互会社から株式会社

への組織変更を指すものとする。）が規定されてから15年ほど経過し、その間に4つの生命保険相互会社<sup>1</sup>について、実際に組織変更が行われた。現行の保険業法では、組織変更時の社員への株式の割当ては、組織変更時点での「寄与分<sup>2</sup>」に応じてなされることとされており、この寄与分とは、組織変更時点においての、そ

\* 金融庁（人事院行政官国内研究員制度により京都大学大学院理学研究科博士後期課程に派遣中）  
〒606-8502 京都市左京区北白川追分町  
email: k-waga@math.kyoto-u.ac.jp

<sup>1</sup> 大同生命、太陽生命、三井生命、第一生命。2012年9月時点。

<sup>2</sup> 保険業法第90条第2項

れまでの保険料収入及びその運用収入から保険金給付、配当、諸費用等を控除した残額（アセット・シェア）から、責任準備金を控除した額（ネット・アセット・シェア）である。すなわち、相互会社の純資産の形成に各社員が貢献した部分である。

しかし、他の企業形態では資本の払込みは一時点で完了するのに対し、相互会社社員は、保険契約に加入する限りにおいて、保険料払込期間全体に渡り、保険料払込みの義務と不可分な形で資本（ネット・アセット・シェア）の形成に寄与していくこととなる<sup>3</sup>。保険会社の経営が順調であればネット・アセット・シェアは組織変更以降にも増大することとなるが、その増大したネット・アセット・シェアの帰属が組織変更時点までに形成された寄与分に応じて割り当てられた株式によって決まることとなれば、組織変更後のネット・アセット・シェアの形成に寄与した保険契約者はそれを取り戻すことができない。また、その増大したネット・アセット・シェアは保険会社の自己資本として機能することとなるが、その対価としての株主配当に相当する金額を受け取ることもできない。平成12年の保険業法改正時の議論においては、組織変更時の寄与分基準と清算・合併時の寄与分基準の整合性が懸念されていた<sup>4</sup>が、保険契約自

---

<sup>3</sup> 相互会社社員であれば、この義務に対して剰余金分配の衡平性（保険業法第55条の2）が担保されることにより、各時点での資本（ネット・アセット・シェア）の形成に対する貢献に応じた対価としての社員配当を受け取る事が期待される。

<sup>4</sup> 「保険相互会社の株式会社化に関するレポート」3頁、金融審議会第二部会（平成11年7月）、以下「第二部会レ

体が消滅し、以降の保険料払込みの義務も解消される清算の場合と、以降も契約が存続し、保険料払込みの義務も残ることとなる組織変更や合併の場合では、株式を割り当てた後に形成されたネット・アセット・シェアに対する追加的な補償を備えない限り、公正・衡平性は保たれない。

端的なケースとしては、保険加入直後に組織変更が行われた新しい契約は、その後の保険会社において大きなネット・アセット・シェアを形成していくことが期待されるにもかかわらず、組織変更時点での寄与分がゼロであると判断されてしまった場合、組織変更以降に形成することとなるネット・アセット・シェアの払い戻しを受けること、及び株主配当を受け取ることができない。

また、株式会社化の実務においては、寄与分の計算において、アクチュアリー会の定める実務基準に従った現実的な見通しに基づく責任準備金を用いることにより、若い保険契約群団の寄与分を大きく見積ることが通常である。しかし、この手法を用いる場合であっても、現実的な見通しに基づく責任準備金を正確に算定すること自体が困難であり、また、その責任準備金の計算値が負の場合に、負の値を控除することにより、寄与分を正の値とすることは実務上困難であろうと思われる。数理的に厳密な形でこの手法を運用すれば、将来的にネット・アセット・シェアがプラスとなる保険契約群団の寄与

---

ポート」という。

分は必ずプラスになるため、全ての保険契約者も株式が割当てられることとなるが、その場合、割り当てを受けた保険契約がその直後に解約するなどのモラル・ハザードを誘発しかねず、同時期に保険に加入した契約者間での公正・衡平性が保たれなくなってしまう。

本論文では、次章において公正・衡平性の定義を行い、第3章において現行の組織変更時の寄与分計算についての説明を行い、第4章において保険会社における内部留保の帰属について説明し、第5章において先行研究の調査として、過去の組織変更に関する保険業法改正時の論点を調査し、第6章において保険契約間での公正・衡平性がどのような意味で保たれないのかについての考察を行う。

## 2 公正・衡平性の定義

組織変更について詳細を論じる前に、本論文の議論の前提となる公正・衡平性の概念について説明する。

法令上は、相互会社における剰余金の分配に関する規定<sup>5</sup>や契約者配当<sup>6</sup>に関する規定等において「公正かつ衡平」の用語が用いられている。この解釈としては、「公正・衡平」の意味については疑問もあるが、契約者間に内部補助がなされないよう、契約者配当の財源または会社資産への貢献度（寄与分）に応じた衡平な配当を行うこと、および会社と契約者との関係における取扱いに関して、たとえば株主配当や内部留

保と契約者配当還元のバランスに留意することをいうものと解しておきたい」という解釈が示されている<sup>7</sup>。また、アクチュアリー会のテキストにおいては、直接的に「公正・衡平」の解釈について述べたものではないものの、保険業法第55条の2における「公正かつ衡平な分配をするための基準として内閣府令で定める基準」であるところの保険業法施行規則第30条の2の規定に対して、アクチュアリー会のテキストにおいて、「一般に、剰余金の分配は、契約の剰余への貢献度に応じて行われるべきである（Contribution Principle）とされている。保険業法施行規則第30条の2は、この具体的な方法を定めたものと言えよう」と述べられている<sup>8</sup>。加えて、生命保険会社の保険計理人の実務基準において、剰余金の分配又は契約者配当が公正・衡平であることの要件のひとつとして「配当の割当・分配が、個別契約の貢献に応じて行われていること」と規定されている<sup>9</sup>。剰余の分配又は契約者配当に関して、「公正・衡平」であることは、配当財源への貢献度に比例して配当が行われていることであると解されていると言えよう。

一方、組織変更時の株式の割当て方法については、法令上は「公正・衡平」の語は用いられていないが、第二部会レポートにおいては、寄与分基準が「客観的基準として合理的」である

<sup>7</sup> 古瀬政敏「保険業法逐条解説（XVI）」生命保険論集第140号（2002）、318頁

<sup>8</sup> アクチュアリー会「保険2（生命保険）第1章 生命保険会計」（平成22年6月作成）、113頁

<sup>9</sup> 実務基準第17条（公正・衡平な配当）1. ②

<sup>5</sup> 保険業法第55条の2

<sup>6</sup> 保険業法第114条

と述べられており<sup>10</sup>。「寄与分とは、各社員がそれぞれ相互会社の純資産の形成に貢献した額」と規定されている<sup>11</sup>。これは、配当財源または会社資産への貢献度に比例した配当が「公正・衡平」であると解されていることと類似した考えであろう。また、寄与分は必ずしも組織変更時点の寄与分に限定されず、「将来の期待収益の要素を加味する<sup>12</sup>」ことも認めるなど、株式の割当ての寄与分基準を堅持しつつも、将来収益を考慮することによって寄与分の算出方法に柔軟性を与えるという形になっているといえる。実際に行われた組織変更の事例においても寄与分の算定は将来収益を加味した方法によって行われており、全体としては個別社員の保有する保険契約からの将来収益を寄与分の一部とすることが志向されていると言えよう。

一般的には相互会社社員には相互会社の自己資本に対する完全な持分払戻請求権はないと考えられている<sup>13</sup>が、これが例外的に強く意識されることとなるのが組織変更時の株式の割当てや会社解散時の残余財産分配である。特に、組織変更時の株式割当てに関しては上述したようにその時点で形成されている内部留保のみならず、将来形成されると見込まれる内部留保をも考慮して株式の割当てを行うことが認められており、通常は相互会社において形成された内部留保の社員への帰属が認められないことを踏ま

えた上でも、組織変更時にはその時点で形成されている、または今後形成されることになると見込まれる内部留保に対してより一層の配慮をする必要がある。

このような前提を踏まえ、本論文では「公正・衡平性が保たれた状態」を各保険契約が形成したと推定される内部留保及び組織変更以降に形成すると推定される内部留保が当該契約に帰属している状態と定義することとする。当該保険契約群団の消滅時にこの定義のもとで、現行の組織変更における株式割当ての方法について考察する。

### 3 組織変更時の寄与分計算方

#### 法

現行保険業法の下での組織変更は、各社員の寄与分に応じてなされることとされている。昭和14年に制定された旧保険業法下においては、組織変更に関する規定は株式会社から相互会社への組織変更に関する規定のみであった。この理由として、「新しい保険事業の在り方：保険審議会答申（平成4年）」においては、「保険業法が制定された昭和14年当時においては、(i) 保険株式会社、特に生命保険株式会社は、事業が一定規模に達すれば資本の必要性が低下し、株主及び契約者の意思に基づき相互会社に転換すると考えられたこと、(ii) 相互会社の株式会社への転換については、経営破綻時等において想定されるが、その際は合併や包括移転等によ

<sup>10</sup> 第二部会レポート5. (1)イ

<sup>11</sup> 第二部会レポート4. (2)イ

<sup>12</sup> 第二部会レポート5. (1)イ

<sup>13</sup> 山下友信、「相互会社の法的構造」、『商事法務』、No. 1436、商事法務(1996)38頁

る方が適当と考えられたこと、(iii)法制定に際して参考とされた米国・ニューヨーク州保険法においても、同様に一方向の転換規定のみが置かれていたこと等」を挙げられている<sup>14</sup>。

しかし、金融業及び保険業を取り巻く環境の変化に伴い、株式による外部資本調達が可能となることにより健全性の向上が図られる<sup>15</sup>ことや、持株会社の活用などによる事業戦略上のメリットが見込まれるようになってきたため、諸外国での動向も鑑み、平成7年の新保険業法の制定時に相互会社から株式会社への組織変更規定が導入され、平成12年の保険業法改正において、この制度の利便性を高める修正を行った。

現行制度では、各社員に社員権の補償として付与される株式や金銭等の額の算定は組織変更時点以前の寄与分が前提とされており、保険業法上は契約から発生する将来の寄与分については明記されていない。平成12年の保険業法改正時の議論においても、組織変更は、保険会社の清算・合併時の取り扱いとの整合性を重視して寄与分に応じた内部留保の分配として捉えられており、組織変更後に形成される内部留保の取り扱いについては、前述のとおり第二部会レポート中では一定の言及はあるものの、法令上の明示的な規定は置かれなかった。

将来の寄与分を考慮せず、ある一定時点での

---

<sup>14</sup> 「新しい保険業法の在り方—保険審議会答申—」財経詳報社(1992)80頁

<sup>15</sup> 基金の追加募集により基金償却積立金を計画的に積み立てていくことが一般化して以降は、必ずしも株式会社の自己資本調達が相互会社に比べ容易であるとはいえないような状況になっている。

ネット・アセット・シェアに応じて株式を割り当てる方法では、保険契約の経過年数によるネット・アセット・シェア形成の差を特定の一時点で評価することとなるため、生命保険契約の重要な性質である長期性が十分に考慮されていないといえ、組織変更後にネット・アセット・シェアを形成する保険契約に対して、十分な補償ができていくかという点について疑念が残る。

実務上は社団法人日本アクチュアリー会（以下、「アクチュアリー会」とする。）の規定する、「保険相互会社の株式会社化における社員への補償の割当てに関する実務基準（平成12年7月31日、以下「実務基準」という。）」によって、「数理的寄与分は、保険契約上の債務を履行するための金額の定め方に応じ、その特定の保険契約が会社の内部留保の形成に果たした貢献（過去貢献分）、あるいはそれに当該契約が将来に果たすと見込まれる貢献を加えたもの（過去貢献分と将来貢献分の合計）のいずれかに対応することになる。」（実務基準3. 3）とあり、将来の寄与分の影響を勘案した上で各社員の寄与分を決定する方法を用いることもできるとされている。この将来の寄与分の影響を勘案した寄与分とは、組織変更時点のアセット・シェアから保険契約上の債務を履行するための金額を控除して寄与分を求める際に、保険契約上の債務を履行するための金額として、法定の標準責任準備金に代えて、現実的な基礎率を用いて算出した責任準備金を用いることとされている<sup>16</sup>。

---

<sup>16</sup> アクチュアリー会「保険2（生命保険）第8章 相互会



なお、米国や英国においては、日本のように寄与分基準のみによる株式割当てを行なっておらず、組織変更時の各社員に一定数の株式を補償として割り当てるのが一般的であるため、日本のように株式の割当てがない社員が多数発生するような状況は起こりえない。もっとも、日本の場合はいわゆる逆ザヤ状態にある保険契約が多数存在し、これらについては本質的に寄与分がマイナスである<sup>17</sup>ため、米国や英国同様に一律割当てを行うことにはさらなる困難が伴うであろうと思われる。

#### 4 内部留保の帰属

相互会社であれ、株式会社であれ、一般的な状況では保険会社には内部留保が形成される。この内部留保は、保険契約に伴うリスク・バッファとしての機能や、保険会社の業務継続のための原資としての機能をもつ。相互会社社員の内部留保に対する持分権については、組織変更、解散又は合併時においては寄与分に応じた株式の割当て又は寄与分に応じた残余財産の分配<sup>18</sup>として相当程度実現されるが、退社時においては寄与した内部留保を払い戻すことを保証する規定は置かれておらず、定款又は保険約款において定められた金額の払戻しを保証するのみで

---

社と株式会社」(平成16年4月作成)、94頁

<sup>17</sup> 大同生命においては株式の割当てがない社員が全体の約26%、太陽生命においては約30%、三井生命においては約36%、第一生命においては約10%であるが、公表資料ではこれらの者が逆ザヤであるため本質的に寄与分が存在しないのか、新しい契約であるため計算の都合上マイナスであるのかは明示されていない。

<sup>18</sup> 保険業法第182条第3項

ある<sup>19</sup>。また、定款又は保険約款では退社時に払い戻す金額としては解約返戻金とすることが一般的である。むしろ、相互会社の存続中においては業務継続のための原資が必要であり、アセット・シェアの一部を保険会社内に留保することは認められるという考えが主流である<sup>20</sup>。これは、株式会社における解約返戻金及びネット・アセット・シェアの取扱いも同様である。

すなわち、退社時又は解約時に払い戻される額は、アセット・シェア全体ではなく解約返戻金に相当する額に限られ、保険契約者はネット・アセット・シェアに対する持分請求権を基本的には有していないということが次式から解釈される。

$$AS = NAS + V$$

$$W = V - f(\alpha)$$

$$\therefore AS = NAS + W + f(\alpha)$$

各記号の意味は次の通り。

AS：アセット・シェア

NAS：ネット・アセット・シェア

V：責任準備金

---

<sup>19</sup> 保険業法第35条

<sup>20</sup> 例えば、古瀬政敏「相互会社における自己資本の帰属について-自己資本に対する社員の権利-」九大経済学研究55巻4-5合併号(1990)、梅本剛正「保険業法逐条解説(V)」文研論集第129号(1999)、242頁。しかし、かつては相互会社の内部留保はそのほとんどが株式の含み益であり、利益留保性の内部留保はそれほどなかったのに対し、近年、相互会社は基金の追加募集を行うことにより、多額の基金償却積立金を計上している。これは、業務継続のための原資としての性質よりも、保険契約に伴うリスク・バッファとして、ソルベンシー・マージン比率を向上させるために募集しているという性質が強い。保険会社のリスクの大部分は保有契約に比例するものであることを踏まえれば、自己資本部分の請求権につき再検討する余地もあろう。

W：解約返戻金

$f(\alpha)$ ：新契約費 $\alpha$ に対する解約控除（一般的には10年間で新契約費が均等に償却される<sup>21</sup>。）

将来利益を勘案せずにネット・アセット・シェアを算出し、組織変更の実務を行った場合、組織変更前に形成された内部留保については、その寄与分に応じて株式を割り当てることによって、一定の公正・衡平性を保った形で保険契約者に帰属する一方、組織変更後に形成された内部留保に対しては契約者は持分請求権を有せず、従って株主に帰属することとなる。また、株式を市場で売却することにより、間接的にはあるが、株主に帰属する内部留保をある程度実現することが可能であるため、株式を割り当てられた者は組織変更後に形成された内部留保の帰属をある程度具体的に実現させることもできる。

ただし、保険会社の内部留保については、特別配当又は契約消滅時特別配当を行うことにより社員又は退職員もしくは解約者に還元することも可能である。しかし、現状のように保険会社各社が内部留保の積み増しを強化している現状においては積極的に還元されているとはいえない状況にある。

## 5 先行研究

過去に組織変更を論じた研究としては、吉村雅明他による、「日本における生命保険相互会社の株式会社化における保険経理面での取り扱い

<sup>21</sup> アクチュアリー会「保険1（生命保険）第2章 解約および解約返戻金」（平成24年4月作成）、11頁

いについて」（1999）がある。当該論文では、米国同様に、将来収益を勘案したネット・アセット・シェアを寄与分とし、保険契約群団ごとに公正・衡平な割当てを行った上で、個々の契約者に割り当てる際には簡便な手法も認められるべきという主張がなされている。また、将来収益の見積もりは保険種類ごとに算出されるにとどまることが指摘されている。ただし、計算では負値となる責任準備金の取扱い及びその取扱いによって生じる問題については言及されていない。

日本アクチュアリー会による、「保険相互会社の株式会社化に伴う数理事項に関する報告書」（2002）では、契約初期の契約と一定期間経過した契約等の間での株式割当ての公正・衡平性を維持するために将来収益を勘案した現実的な責任準備金を用いた株式割当てを行うことは合理的であり、寄与分の算出に法定責任準備金を用いる「過去法」も認めるものの、将来収益を勘案した現実的な責任準備金を用いた「過去将来法」が公正・衡平性をより重視している考え方であると、将来収益を勘案した株式の割当てに対しておおむね肯定的な評価をしている。しかし、現実的な責任準備金が負値となる場合の取り扱いや、早期解約が発生した時の問題については言及されていない。

米国アクチュアリー会 (Society of Actuaries) のタスク・フォースによる組織変更に関するレポート、"Report of the Task Force on Mutual Life Insurance Company

Conversion”(1987)では、契約者の合理的な配当期待の維持、社員権の補償として与えられる額の総額、各社員に対する割当ての3つの論点について論じられている。この中で、将来収益を正確に見積ることにより各社員の貢献分(contribution)が正值とする手法が推奨されている。ただし、米国では、相互会社社員の共益権(社員総会での議決権等)に配慮し、全ての社員に株式が一律に割り当てられる部分があることが一般的である。

Charles Carroll 及び J. Peter Duran による、“Closed Blocks and Mutual Company Conversions”(1999)においては、クローズド・ブロックを用いて将来の合理的な配当期待を維持する措置についても、個々の契約間での公平性を保証するわけではなく、群団レベルでの公平性を保証するものに過ぎないことが指摘されている。

英国での研究として、P. D. Needleman 及び G. Westall による、“Demutualization of a United Kingdom Mutual Life Insurance Company”(1991)がある。ここでは、相互会社社員の投票権ごとに一律に割り当てる方法や、保険給付の額に応じて割り当てる方法及びこれらを組み合わせた方法によって株式を割り当てるのが提案されており、実際の英国の組織変更の事例でも、一律補償とアセット・シェアに応じた割当ての組み合わせによって株式又は金銭の割当てや、保険金の増額が行われている。米国の、貢献分(contribution)に応じて社員権の

補償を行う方法は実務的に困難であるとみなされている。この論文においては、個々の契約レベルでの公正・衡平性については特に論じられていない。

以上の研究を踏まえ、組織変更時における保険契約間の公正・衡平性について考察する。

## 6 組織変更における公正・衡

### 平性の考察

上述したように、組織変更時における寄与分基準による株式の割当ては組織変更時に形成されているネット・アセット・シェアに比例させる形で行われることとなるが、保険契約の経過年数の差によるネット・アセット・シェアの差は、保険収支や経済状況等の要因が同一であれば、時間の経過とともにその差が縮小し、契約消滅時には同等のネット・アセット・シェアが形成されることとなる。従って、組織変更時点における差は最終的にはおおむね解消されることが考えられるが、実態としては組織変更時における株式割当ての差が残存することになる。

現行法令で定められている手続きには組織変更時の寄与分の算定において、将来的に発生する寄与分(ネット・アセット・シェア)については明示されていないが、アクチュアリー会の実務基準により、将来利益を考慮した責任準備金を用いて寄与分を算定することが認められており、現行実務においてもその方法が用いられることが通常である。



この章では、組織変更時点までに形成されたネット・アセット・シェアのみに応じて株式の割当てを行う方法（以下、過去法）と、アクチュアリー会の実務基準により規定されている、将来利益を勘案する方法（以下、過去将来法）の両方について、組織変更以後に形成される内部留保の帰属に関する公正・衡平性を考察する<sup>22</sup>。また、契約加入時期の異なる契約間の公正・衡平性と、契約消滅時期の異なる契約間の公正・衡平性のそれぞれを考察する。

なお、以下の議論では組織変更時に割り当てられた株式は売却されず、旧社員である保険契約者が保有し続けるものと仮定する。現実的には多くの株式が理論価格とは異なる価格で売却されるものと思われ、端株の取り扱いや、株式会社化と同時に新規株式を発行する場合などの論点もあるが、本論文では組織変更時点での社員（保険契約者）のみが関係者となる最もシンプルな形で考察する。この仮定の下で示される問題点は新たな関係者が加わった場合でも解消されず、考慮される必要がある。

また、株主配当は資本コストとして見合った額が支払われるものと仮定し、その適切性も仮定することとする。株主と保険契約者の間の分配の在り方は極めて重要な論点であるが、以下では仮にその分配が理想的に行われている状態

---

<sup>22</sup> 「過去法」は寄与分計算の際に用いる「保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額」として法定責任準備金を、「過去将来法」は現実的基礎率による責任準備金を用いることにそれぞれ対応する。アクチュアリー会「保険相互会社の株式会社化に伴う数理事項に関する報告書」会報別冊第202号(2002)、18頁。

にあっても公正・衡平性が損なわれうることを説明する。

## 6.1 過去法における契約加入時期の異なる契約間の公正・衡平性

ここでは、2つの保険加入時期の異なる保険契約からなる保険契約群団を設定し、その公正・衡平性を考察する。また、組織変更時点と、保険契約群団が全て消滅した時点の2時点について考える。

保険契約群団A：組織変更直後に満期となり消滅する保険契約からなる保険契約群団。  
保険契約群団B：組織変更の直前から開始する保険契約からなる保険契約群団。

また、保険契約群団A・Bの内容は、加入時期のみが異なり、保険加入時年齢、加入時の契約数、死亡率等の諸条件は同一の保険契約群団であるとする。経済環境も一定であり、アセット・シェア及び責任準備金の挙動も同一であるとする。

組織変更時における株式の割当ては寄与分（ネット・アセット・シェア）に応じて行われるため、時点 $t$ における保険契約群団A・Bそれぞれの寄与分（ネット・アセット・シェア）を $NAS_t^A$ 、 $NAS_t^B$ とする。また、組織変更時点を $t = 1$ <sup>23</sup>、保険契約群団Bの消滅時点を $t = 2$ とする。組織変更時点の寄与分（ネット・アセット・シェア）の総額を $C$ <sup>24</sup>とすると、以下の関

---

<sup>23</sup> 組織変更直後に保険契約群団Aが消滅するため、当該群団の消滅時点も $t = 1$ となる。

<sup>24</sup> 相互会社が完全な実費原則の元に運営されており、剰

係が成り立つ。契約開始時点では、ネット・アセット・シェアは0であると仮定する<sup>25</sup>。

$$NAS_1^A = C$$

$$NAS_1^B = 0$$

すなわち、組織変更時点での保険契約群団Aが形成しているネット・アセット・シェアがCである。また、これは保険契約群団Aから発生した利益のうち、当該群団の保険契約者に契約者配当を支払った後の利益であると捉えることもできる。

保険契約群団Aと保険契約群団Bは加入時期以外は同一であり、経済環境も同一であると仮定しているため、保険契約群団Bの消滅直前においての、当該群団に属する保険契約者に契約者配当を支払った後の利益もCとなるが、時点 $t = 2$ においては、保険契約群団Aが残っていた資本が存在するため、それに対して株主配当を支払う必要があり、その額をSとすると次のようになる。

$$NAS_2^B = C - S$$

これが、組織変更後に保険契約群団Bにより形成されるネット・アセット・シェア<sup>26</sup>である。組織変更時点で株式を割り当てられるのは保険契約群団Aに属する社員のみであるため、保険

契約群団Bにより形成されたネット・アセット・シェアの取り扱いが問題となる。第4章で論じたように、組織変更後の内部留保（ネット・アセット・シェア）の持分権については保険契約者には特段の保証が与えられておらず、保険会社の経営判断による特別配当又は契約消滅時特別配当により取り戻される可能性があるにすぎない。すなわち、組織変更後に形成された内部留保は保険契約群団Bに属する保険契約者には帰属せず、すべての株式を保有する保険契約群団Aに属していた元保険契約者に帰属することとなり、第2章で定義した意味での公正・衡平性が担保されていないこととなる。一般の株式会社のように、形成された内部留保が株主に帰属することに対して当然の合意があるような場合は特段の問題は生じないが、組織変更のように、当初は全く同じ契約内容のもとで保険に加入したにもかかわらず、組織変更のタイミング如何によって新しい保険契約が形成したと推定される内部留保がその形成には貢献していない元保険契約者であるところの株主に帰属することは合理的であるとはいいがたい。組織変更時に保険契約者がそのような状態になることについて十分に理解し、その上で合意しているのであれば容認されうるとしても、現実的にはそのように十分な理解をしている保険契約者は稀であろう。保険契約群団Bにより形成されたネット・アセット・シェアについては、なんらかの形で当該群団の契約者に帰属させることが望ましい。

---

余が全て配当されていればこのような内部留保は生じないこととなるが、現実的にはソルベンシー確保等の目的により内部留保が形成されており、本論文においても一定の規模の内部留保が形成されることを仮定する。

<sup>25</sup> 現実的には新契約費が存在するためネット・アセット・シェアは負値であると考えられるが、簡単のために新契約費がないものとし、ネット・アセット・シェアが0になると仮定する。

<sup>26</sup> 本論文ではネット・アセット・シェアを株主配当支払い後の内部留保と定義する。

日本で実際に行われた組織変更においては、相互会社における社員配当準備金及び社員配当平衡準備金への積立ての下限である100分の20<sup>27</sup>を組織変更後も保持することで保険契約者の契約者配当に対する合理的期待を担保するという手法が一般的であるが、組織変更前と同等の配当水準を維持するだけでは保険契約群団消滅時に $C-S$ と同水準の額のネット・アセット・シェアが残存することとなるため、本論文で問題視している組織変更後に形成されるネット・アセット・シェアの帰属についての問題の解決とはなっていない。現行法令において、組織変更後に形成されたネット・アセット・シェアの取り扱いに関する規定が整備されることが望ましい。

## 6.2 過去法における契約消滅時期の異なる契約間の公正・衡平性

続いて、契約消滅時期が異なる契約間における公正・衡平性を考察する。これは、解約・失効により契約が消滅した者と、それ以外の者との間に発生すると考えられる。これを考察するために、同時点から契約が開始した保険契約からなる保険契約群団と、契約開始時点(時点 $t=0$ )、組織変更時点(時点 $t=1$ )、契約満期時点(時点 $t=2$ )の3つの時点を考え、組織変更時点は契約開始時点と契約群団消滅時点の中間時点とする。また、保険料払込は契約開始時と中間時点の2回あるとし、中間時点において

消滅する契約は保険料の払込みをせずに消滅するものとする。

ここで、保険契約群団は契約開始時点に定まるものであるため解約・失効により消滅する契約とそれ以外の契約とを事前に区別することはできないが、便宜上、組織変更直後に解約・失効により消滅する契約からなる保険契約群団とそれ以外の契約からなる保険契約群団を考える。

保険契約群団 a : 時点 $t=0$ から開始し、時点 $t=2$ で満期を迎え消滅する保険契約からなる保険契約群団。

保険契約群団 b : 時点 $t=0$ から開始し、組織変更(時点 $t=1$ )の直後に解約・失効により消滅する保険契約からなる保険契約群団。

保険契約群団 a の寄与分(ネット・アセット・シェア)及び保険契約群団 b の寄与分(ネット・アセット・シェア)をそれぞれ $NAS_t^a$ 、 $NAS_t^b$ とし、組織変更時点の寄与分(ネット・アセット・シェア)の総額を $C$ とする。 $t=0$ での保険契約群団 a 及び b 内の保険契約を同数としたとき、保険契約群団 a 及び b が組織変更時点で形成しているネット・アセット・シェアは等しくなるため、次のようになる。

$$NAS_0^a = NAS_0^b = 0$$

$$NAS_1^a + NAS_1^b = C$$

$$NAS_1^a = NAS_1^b = \frac{C}{2}$$

また、時点 $t=1$ と $t=2$ の間に保険契約群団 a から発生した契約者配当支払後利益を $C'$ とし、

<sup>27</sup> 保険業法施行規則第30条の6

その利益のうちから支払われた株主配当を $S'$ とすると、時点 $t=2$ におけるネット・アセット・シェアは $NSA_2^a = C' - S'$ となる。

ここで、このネット・アセット・シェアは保険契約群団 a からの利益、特に払い込まれた保険料に基づき形成されたものであるため、これは保険契約群団 b に属していた元保険契約者には帰属させないことが合理的な取り扱いであると考えられるが、株式は組織変更時点において保険契約群団 a, b に等分されてしまっているため、 $NSA_2^a = C' - S'$ は等分され各保険契約群団に属する保険契約者または属していた元保険契約者に帰属することとなる。

このように、過去法を用いた場合は、同一の保険契約群団内であっても、組織変更後に形成されたネット・アセット・シェアに対する貢献と最終的な帰属との間の関係が崩れており、公正・衡平性が損なわれた状態にあるといえる。

### 6. 3 過去将来法における契約加入時期の異なる契約間の公正・衡平性

6. 1及び6. 2においては過去法についての考察を行った。しかし、実際に組織変更が行われる場合は、「過去貢献分と将来貢献分の合計」に応じて行われることが通常である。ここで言われる将来貢献分とは、第3章で述べたように、ネット・アセット・シェアがアセット・シェアから責任準備金を控除することによって求められるところ、この責任準備金を法定の標準責任準備金に代えて現実的な基礎率を用いて算出し

た責任準備金<sup>28</sup>を用いる方法である。すなわち、標準責任準備金が保守的な基礎率を用いて算出されているのに対し、実際に発生することが見込まれる利差益、費差益、死差益等を考慮し、組織変更時点で保有しておくべき責任準備金を低く見積もる事により、組織変更時点でのネット・アセット・シェアをより大きく算定できることとなる<sup>29</sup>。

ここで、6. 1と同様の状況を仮定し、保険加入時期の異なる契約間の公正・衡平性を考察する。組織変更直後に消滅する保険契約群団 A に関しては特段変更はなく、保険加入直後に組織変更が行われる保険契約群団 B に関して、将来貢献を考慮したネット・アセット・シェアを考える。時点 $t=1$ におけるアセット・シェア及び標準責任準備金をそれぞれ $AS_1^B = 0$ 及び $V_1^B = 0$ と仮定する<sup>30</sup>。6. 1での仮定によれば、保険契約群団 B は時点 $t=2$ において保険契約者配当及び株主配当支払後の内部留保として $C-S$ が発生することとなるため、それを見込むことによって時点 $t=1$ においては、現実的な責任準備金として標準責任準備金よりも小さな額を設定することができ、その差額を $\Delta V_1^B$ とする。これを用いて保険契約群団 B の時点

<sup>28</sup> 「現実的な」の意味するところは必ずしも明確ではないと思われるが、本論文においては、将来収益に関して過不足のない、best estimate な基礎率を用いて計算された責任準備金を現実的な責任準備金とよぶこととする。

<sup>29</sup> 将来的に損失が見込まれる場合は現実的な責任準備金はより大きくなり、ネット・アセット・シェアはより小さく算定されるということでもある。

<sup>30</sup> 6. 1でも注意したように、新契約費等の存在を考えると契約開始時点のアセット・シェアは負値であることが考えられるが、簡単のために0と仮定する。

$t = 1$ におけるネット・アセット・シェアを算定すると次のようになる。

$$NAS_1^B = AS_1^B - V_1^B - \Delta V_1^B = \Delta V_1^B$$

ここで、 $\Delta V_1^B$ を、時刻 $t = 1$ における保険契約群団Bに対する必要資産（ $AS_1^B - \Delta V_1^B$ ）から出発し、これと当該群団内の保険契約からの収支を併せて時点 $t = 2$ において必要とされる資産額を過不足なく充足するように定めることができれば、 $\Delta V_1^B$ は時刻 $t = 1$ において保険契約群団Bが真に寄与しているネット・アセット・シェアであることとなる。株式は保険契約群団A及びBが形成に寄与したネット・アセット・シェアの比率に応じ割り当てられることとなるが、このとき、両群団には $C$ 及び $\Delta V_1^B$ に比例した株式が割り当てられることとなるため、第2章で定義した意味での公正・衡平性が担保されることとなる。しかし、この方法においても以下のような問題点がある。

第一に、過去将来法を用いても公正・衡平性が担保されるとは限らないことである。過去将来法を用いた場合は、現実的な責任準備金を見積もる必要があるが、過不足なくこれを見積もることは極めて困難である。完全に過不足なく現実的な責任準備金を見積もることができれば、 $V_1^B$ を、時刻 $t = 1$ における保険契約群団Bに対する必要資産（ $AS_1^B - \Delta V_1^B$ ）及び当該群団に属する保険契約からのキャッシュ・フローは内部留保には影響を与えないため、組織変更時点で実務的手法により算定されたネット・アセット・シェアが適切であったことが事後的には判

明するが、必要資産を過大に見積もっていた場合は保険契約群団Bに不利な計算を行なっていたことになり、逆に過少に見積もっていた場合は保険契約群団Aに属していた元保険契約者が不利益を被ることになる。また、そもそも事後的な確認を行なっておらず、どの程度の過不足が生じているかを把握することを義務付ける制度が整備されていない点も問題であろう。

また、上記の考察においては、保険契約群団Bの時点 $t = 1$ におけるアセット・シェアはゼロであり、そこから負債の現実的な責任準備金を控除することによって正值のネット・アセット・シェアを得るという極めて技術的な計算を行なっているが、実際に行われた組織変更においてはこのような寄与分の算出は行われていないと思われる<sup>31</sup>。次節で考察するような早期解約の存在等を考慮してのことかと思われるが、理論的な整合性が損なわれていることは否めない。

#### 6. 4 過去将来法における契約消滅時期の異なる契約間の公正・衡平性

6. 2と同様の仮定のもとで、過去将来法を用いた場合の保険契約群団内の公正・衡平性を考察する。6. 2と同様に、時点 $t$ における保険契

<sup>31</sup> 第一生命の組織変更計画書には「この計算において、保険契約上の債務を履行するために確保すべき資産の額については、商品の特性に応じて当社が合理的と判断する将来の見通しおよび割引率等に基づき計算します。ただし、この確保すべき資産の額は、有配当保険契約ごとに補償基準日における解約返戻金相当額を下限とします。」（8頁）とあるが、解約返戻金の下限は0であるため、数理的に厳密な取扱いはなされていないように思われる。



約群団 a 及び b のアセット・シェアと標準責任準備金をそれぞれ  $AS_t^a$ ,  $AS_t^b$ ,  $V_t^a$ ,  $V_t^b$  とし,  $C$  は過去法を用いた場合の保険契約群団 a 及び b の時点  $t = 1$  での寄与分の合計額とする.

また, 便宜的に一つの保険契約群団を最後まで契約を継続する契約からなる保険契約群団 a 及び時点  $t = 1$  での組織変更後に消滅する契約からなる保険契約群団 b に分割しているが, 実際は事前に区別することはできないため, 契約消滅直前に算定される現実的な責任準備金はあくまでも a と b を合わせた全体での責任準備金として算定される. 標準責任準備金と現実的な責任準備金の差額を  $\Delta V_1$  とすると, 現実的な責任準備金の額は,  $V_1^a + V_1^b - \Delta V_1$  となる. すなわち, 保険契約群団 a 及び b により形成されたネット・アセット・シェアの合計は次のようになる.

$$\begin{aligned} NAS_1^a + NAS_1^b &= AS_1^a + AS_1^b - (V_1^a + V_1^b - \Delta V_1) \\ &= \left( AS_1^a - V_1^a + \frac{\Delta V_1}{2} \right) + \left( AS_1^b - V_1^b + \frac{\Delta V_1}{2} \right) \\ &= \left( \frac{C}{2} + \frac{\Delta V_1}{2} \right) + \left( \frac{C}{2} + \frac{\Delta V_1}{2} \right) \end{aligned}$$

ここで,  $\Delta V_1$  は保険契約群団 a に属する保険契約により形成される内部留保を見込んで定まるものであるが, 組織変更時点ではどの契約が保険契約群団 a に属することになるかを判別することが不可能であるため, 保険契約全体で按分せざるを得ず, 従って上式のように保険契約群団 a 及び b に等分されることとなる. これらより, 過去将来法を用いた場合のネット・アセット・シェアは次のようになる.

$$NAS_0^a = NAS_0^b = 0$$

$$NAS_1^a = NAS_1^b = \frac{C}{2} + \frac{\Delta V_1}{2}$$

ここで, 保険契約群団 b に属する契約は組織変更直後に解約・失効により消滅することとなるが, この場合は, 現実的な責任準備金とは無関係に解約返戻金が支払われることとなる. 解約返戻金額は一契約あたりの標準責任準備金の額となる<sup>32</sup>ことから, 保険契約群団 b に属する契約が全て解約・失効により消滅した後に保険会社内に残される内部留保は  $C/2$  となる. すなわち, 上記第 2 式により与えられた寄与分は, 保険契約群団 b に属する契約に対して, 一契約あたりの標準責任準備金の額と現実的な責任準備金の額の差額分だけ過大に計上されていることとなり, その分だけ株式も過剰に割り当てられることとなる.

株式割当て時に算出された寄与分:

$$NAS_1^b = \frac{C}{2} + \frac{\Delta V_1}{2} = AS_1^b - \left( V_1^b - \frac{\Delta V_1}{2} \right)$$

保険契約群団 b 消滅直後の寄与分:

$$NAS_1^b = \frac{C}{2} = AS_1^b - V_1^b$$

これにより, 利得を目的とした意図的な早期解約などのモラル・ハザードを招いたり, 健康な契約者がそのような解約を行うことによって,

<sup>32</sup> 解約返戻金計算の基礎となる保険料計算基礎率による保険料積立金と, 一契約あたりの標準責任準備金は必ずしも一致させる必要はないが, ここでは簡単のため同一の基礎率で計算しており一致するものと仮定する. また, 新契約費等を 0 と仮定しているため, 解約控除は考えないものとする.

6.1 過去法における契約加入時期が異なる契約間の内部留保の帰属

		株式割当	組織変更後にBによる追加的な形成が見込まれる内部留保の帰属	過去の退社員の寄与分の帰属
A	→ C	あり	帰属する	帰属する
B	→ C-S	なし	帰属しない	帰属しない

6.2 過去法における契約消滅時期が異なる契約間の内部留保の帰属

		株式割当	組織変更後にaによる追加的な形成が見込まれる内部留保の帰属	過去の退社員の寄与分の帰属
a	→ C/2	同数割当	等分	等分
b	→ C/2	同数割当	等分	等分

6.3 過去将来法における契約加入時期が異なる契約間の内部留保の帰属

		株式割当	Aの消滅直後の内部留保に対する真の寄与分	過去の退社員の寄与分の帰属
A	→ C	Cに比例	C	Cに比例
B	→ ΔV <sub>1</sub> <sup>B</sup>	ΔV <sub>1</sub> <sup>B</sup> に比例	ΔV <sub>1</sub> <sup>B</sup> ※	ΔV <sub>1</sub> <sup>B</sup> に比例

※ ただし、ΔV<sub>1</sub><sup>B</sup>が真の寄与分となるのは、組織変更時点での将来収益の算定が正確に行われた場合に限る。

6.4 過去将来法における契約消滅時期が異なる契約間の内部留保の帰属

		株式割当	bの消滅直後の内部留保に対する真の寄与分	過去の退社員の寄与分の帰属
a	→ C/2 + ΔV <sub>1</sub> /2	同数割当	C/2 + ΔV <sub>1</sub> /2 ※	等分
b	→ C/2 + ΔV <sub>1</sub> /2	同数割当	C/2	等分

※ ただし、C/2 + ΔV<sub>1</sub>/2が真の寄与分となるのは、組織変更時点での将来収益の算定が正確に行われた場合に限る。

保険契約群団が劣化したりすることも考えられる。結局のところ、過去将来法によって消滅時期が異なる契約間の内部留保の帰属に関する公正・衡平性が損なわれることを防ぐことはできず、組織変更後すぐに解約してしまうようなケースで発生する問題についての解決にはなっていない。

## 6. 5 過去の退社員による寄与分の問題

内部留保の帰属に関して、過去の退社員による寄与分の問題を考える。理想的には相互会社において発生した剰余は社員に払い戻されることとなるが、現実的には内部留保の充実のためや、実務上の限界などの理由から相互会社においても既に退社した社員が残っていた内部留保は残存しており、実際に、組織変更の事例においては各社とも組織変更剰余金額が発生している。

このように、過去の退社員の寄与分が相互会社内に残存し、継承されてきたことにより自己資本として機能していたことも、日本の相互会社の発展の一因であろう。ただし、あまりに多額の退社員の寄与分が残存することは社員に対する配当が不十分であったことと同義であるため、その管理手法や限度に関しては別に論じられるべき重要な論点である。

ここで問題となるのは、組織変更時に寄与分に応じて株式を割り当てることにより、このような過去から継承されてきた内部留保が、組織変更時に多くの寄与分を形成していたがために

株式を多く割り当てられた保険契約者に固定的に帰属してしまうことである。過去の退社員による寄与分は組織変更時に組織変更剰余金額として算出され、それに相当する額が容易に社外流出することのないような規定となっている<sup>33</sup>が、組織変更剰余金額は貸借対照表には計上されず定款上に記載されるのみであるため、投資家にとって必ずしもわかりやすいものではない。また、欠損填補時などには減額することも可能<sup>34</sup>であり、損失吸収のためのバッファとしての機能を有するものであるため、株式売買の市場においては一定の評価がされるものと思われる。従って、過去の退社員の寄与分のうちの一定程度は株式の売却を通じて間接的に実現することが可能であることとなり、その限りにおいて過去の退社員の寄与分が組織変更時点の株主に帰属しているといえる。このような過去の退社員が形成した内部留保の帰属については特段の規定はなく、それまでは保険相互会社に帰属する純資産としての性質であったものが組織変更時点の株主に帰属することになるが、合理性には疑問が残るところである。

## 7 結論

本論文では、組織変更時の株式割当ての方法により契約加入時期の異なる契約間及び契約消滅時期の異なる契約間に生じる、組織変更後に形成されるネット・アセット・シェアの帰属の

---

<sup>33</sup> 保険業法第91条第2項

<sup>34</sup> 保険業法施行規則第45条第2項

公正・衡平性に関する問題点について考察した。

過去法を用いた場合は、契約加入時期の異なる契約間、契約消滅時期の異なる契約間の双方において、組織変更後に形成された内部留保についての適切な手当がなされない限り公正・衡平性が担保されないこととなる。また、契約の将来貢献分を考慮した、過去将来法を用いた場合では、前章で考察したように理想的に用いられれば契約加入時期の異なる契約間の公正・衡平性を相当程度担保することができる。しかし、若い保険契約群団については、契約初期において保険契約群団のアセット・シェアや現実的な責任準備金が負値になることが想定されるが、負値のアセット・シェアから負値の現実的な責任準備金を控除することにより、寄与分を正值とし株式を割り当てるといふ、数理的に厳密な取り扱いをすることは実務的には困難であろう。契約加入時期の異なる契約間の公正・衡平性を担保することは理論上は可能であるとしても実務上は困難である。

また、仮に実務的な困難を克服し得たとしても、この方法により担保されるのは保険加入時期の異なる契約間の公正・衡平性のみであって、加入時期が同じで契約の消滅時期が異なる契約間においては早期に解約した契約者に対し解約返戻金と現実的な責任準備金との差額に相当する株式が過剰に割り当てられることとなり、公正・衡平性は必ずしも担保されない。すなわち、組織変更の時点で十分に公正・衡平性が担保された形での株式割当てを行うことは技術的にも

実務的にも困難が伴うこととなる。

このような問題に対しては、組織変更時点において過去法を用いて株式割当てを行ったため、または過去将来法を用いて株式割当てを行ったが技術的・実務的限界が存在したため、時間の経過とともに各契約者に割り当てられた株式と各契約が形成したと推定される内部留保の間に容認できない差異が生じ、契約者間の公正・衡平性が損なわれたと判断しうる事態が生じた場合には、事後的に是正を行う事が考えられる。

これを実現する方法としては、各契約が組織変更後に形成したと推定される内部留保に相当する額を、例えば、(1)契約者配当や特別配当等の形で各契約者に払い戻す方法や、(2)追加的に株式を割り当てる方法などが考えられる。

このうち、第一の方法に関しては、既存の配当実務の延長線上で行うことが可能であるため、コストが低く済むであろうことはメリットであると思われるが、資産の社外流出を伴うために健全性が低下しかねないという問題点がある。また、6.5で論じたような組織変更剰余金額に相当する内部留保の帰属や、共益権<sup>35</sup>に関しての公正・衡平性の面など、単純な払戻しでは各契約が形成した内部留保に比例して株式を割り当てる寄与分基準の原則と整合しないのではないかとと思われる点もある。

第二の方法に関しては、資産の社外流出を伴

---

<sup>35</sup> ただし、各社員が平等に議決権を有する相互会社と、出資額に比例して議決権を有する株式会社の間で、どのような方法が共益権に関しての公正・衡平性を担保する株式割当て方法であるのかを決定することは難しい。

わず、各契約に帰属する内部留保に比例して株式が割り当てられることとなるため、組織変更剰余金額に相当する内部留保の帰属や共益権の面でも納得感が強い。しかし、新規株式を発行することとなるため会社法上の手続きを取る必要が生じるなどのコストの発生が予想される。

このような事後的な手当を行う場合は、組織変更時点で将来利益を勘案する必要はなく、早期に解約する契約者についてもそれが形成に貢献した内部留保に相当する額の割合と、割当てを受けた株式または支払いを受けた配当の割合がおおむね一致し、過剰な割当てが是正されることとなるため、残存する契約者との間での公正・衡平性はより強く担保されよう。

しかし、現行法令には事後的に形成された内部留保の把握についての特段の規定はなく、保険会社自らが適切に管理していく必要がある。また、契約者を含めた外部からの確認を容易にするためにも、米国で用いられているクローズド・ブロックなどを参考に、なんらかの形で分離勘定を導入することは解決策の一つであろうと思われる<sup>36</sup>。

また、現行制度における方法での最大の問題は、保険加入後間もない新しい保険契約の契約者に株式が割り当てられない可能性が高いことである。組織変更後に長期にわたり多額の内部

留保を形成することが予想される新しい保険契約に対して、その内部留保を認識し、帰属させるための措置が必要なのではないか。これについては、米国や英国で採用されているような、組織変更時の株式の一律割当部分を設けることによっても問題をある程度緩和できると考えられる。一律割当部分の設定については「寄与分のない社員にも株式を割り当てる根拠や算定のための保険数理上の手法が存在しない<sup>37</sup>」という問題点があり、かつて導入が見送られたという経緯がある。意図的な早期解約に関連する問題に対する解決とはならないが、将来的に内部留保を形成することが見込まれるにもかかわらず、株式が割り当てられない契約者が現れる可能性があるという問題に対応するための簡便な手法としては一考の余地があろう。

なお、本論文では問題の所在を明確にするために、極めて単純なケースを想定している。現実的には経済環境の変動や、逆ザヤ契約の存在などの様々な要因が関わってくるため、このように単純にネット・アセット・シェアを把握することはできないが、実際のネット・アセット・シェアがより複雑であるからこそ組織変更時の一時点でのみ寄与分の算定を行うのではなく、内部留保の継続的な管理及び事後的な確認が重要になる。

複雑な管理手法を導入することはコストを増大させ、組織変更を妨げるという意見もあろうが、保険契約者の公正・衡平性を確保すること

---

<sup>36</sup> 第二部会レポート5. (5)においては、有配当契約者の保護の面からニューヨーク州におけるクローズド・ブロックや、英国における有配当ファンドの設定が例示されており、これらと同様の機能を果たす仕組みの導入が提案されているが、実際の組織変更においてはこれらに類する仕組みが導入された例はない。

---

<sup>37</sup> 第二部会レポート、3頁



は保険会社及び保険監督にとって非常に重要であり、可能な限り追求されなければならない。また、組織変更時にその経済的な意味を十分に理解して組織変更賛成する、ないしは異議申立てを行わない社員は極めて少数であろうと思われ、仮に理解している社員がいたとしても、生命保険の再加入困難性によって解約することができないというケースに十分に配慮しなければならない。これらの生命保険契約に特有な問題を踏まえつつ、組織変更時における保険契約者保護の枠組みの構築に努める必要がある。

## 参考文献

- [1] 梅本剛正[1999], 「保険業法逐条解説 (V)」, 『文研論集』, 第129号, 237-257頁, 生命保険文化研究所.
- [2] 大塚英明[1992], 「アメリカの判例理論に見る相互会社加入者の「持分権」」, 『生命保険論集』, 第99号, 1-67頁, 生命保険文化センター.
- [3] 大塚英明[2001], 「相互会社の株式会社化」, 『保険学雑誌』, 第572号, 23-35頁, 日本保険学会.
- [4] 大野理彩[2004], 「アメリカにおける生命保険相互会社の株式会社化」, 『生命保険論集』, 第149号, 89-159頁, 生命保険文化センター.
- [5] 洲崎博史[1999], 「相互会社の株式会社化について」, 『京都大学法学部創立百周年記念論文集』, 第三卷民事法, 373-411頁, 有斐閣.
- [6] 田中周二[2002], 『生保の株式会社化』, 東

洋経済新報社.

- [7] 古瀬正敏[1990], 「相互会社における自己資本の帰属について-自己資本に対する社員の権利-」, 『九大経済学研究』, 55巻, 4-5合併号137-149頁.
- [8] 古瀬正敏[2002], 「保険業法逐条解説 (XVI)」, 『生命保険論集』, 第140号, 268-361頁, 生命保険文化研究所.
- [9] 山下友信[1992], 「相互会社」, 『保険業法の在り方』, 上巻, 347-477頁, 有斐閣.
- [10] 山下友信[1996], 「相互会社の法的構造」, 『商事法務』, No. 1436 37-45, 商事法務.
- [11] 横田尚昌[2000], 「生命保険相互会社の株式会社化についての法的考察」, 『生命保険論集』, 第132号, 91-168, 生命保険文化センター.
- [12] 横田尚昌[2002], 「相互会社の株式会社化と社員の権利」, 『生命保険論集』, 第140号, 213-245頁, 生命保険文化センター.
- [13] 吉村雅明他[1999], 「日本における生命保険相互会社の株式会社化における保険計理面での取り扱いについて」, 『日本アクチュアリー会100周年記念大会論文集』, 第2分冊, 45-259頁, 日本アクチュアリー会.
- [14] 『保険1 (生命保険)』及び『保険2 (生命保険)』, 日本アクチュアリー会.
- [15] 『保険相互会社の株式会社化に伴う数理事項に関する報告書』[2002], 『会報別冊』, 第202号, 日本アクチュアリー会.
- [16] 『新しい保険事業の在り方-保険審議会

答申一』 [1992], 財経詳報社.

[17] Charles Carroll and J . Peter Duran[1999], "Closed Blocks and Mutual Company Conversions" , Financial Reporting Section Monograph, pp. 201-206, *Society of Actuaries*.

[18] "Report of the Task Force on mutual life insurance company conversion"[1987], *Transactions of Society of Actuaries* , Vol. 39.

[19] P . D . Needleman and G . Westall[1991], " Demutualization of a United Kingdom Mutual Life Insurance Company", *Faculty of Actuaries*.

# Fairness and Equity of Current Contribution Basis Allocation for Demutualization in Japan

Keisuke Wagatsuma

Financial Services Agency  
(Doctoral Course, Graduate School of Science, Kyoto University)  
Kitashirakawa Oiwake-cho, Sakyo-ku, Kyoto 606-8502  
k-waga@math.kyoto-u.ac.jp

## Abstract

Currently, as for the basis for allotment of shares when a mutual insurance company demutualizes, we adopt the contribution basis which allocates shares according to their contribution to the retained earnings at demutualization. However, the retained earnings will continue to be formed by the continuation of policies after demutualization, and economic nature of the retained earnings which formed before and after the demutualization is similar because they are based on the same type of insurance contract. Nevertheless, there are not enough methods to attribute the retained earnings formed after the demutualization to newer policyholders, therefore the newer policyholders will be disadvantaged. The method using the contribution which takes into account the future profits used in practice does not solve the problem completely as well, due to the limitations on practice. And, fairness and equity in the case of early surrender is not guaranteed by either method.